

平成26年度「病院薬剤部門の現状調査」（平成26年6月実施）記載要領

一般社団法人 日本病院薬剤師会 総務部

◎回答方法及び締切日について

- ・回答につきましては、①日本病院薬剤師会のホームページ (<http://www.jshp.or.jp/>) からオンラインで直接ご入力いただくか、②同封の返信用封筒で本会事務局宛に郵送していただくかのいずれかの方法で、平成26年7月31日(木)までにお願ひ申し上げます。また、集計・解析作業の迅速化を図るため、可能な限り、オンラインでのご回答を重ねてお願ひ申し上げます。

①オンラインによる方法：

本会のホームページ上の「平成26年度病院薬剤部門の現状調査(※現在準備中)」をクリックし、(※入力の準備ができましたら、本会ホームページにご案内をいたします。)
お送りした調査票の1頁の左上部に貼付したラベルに記載したIDとPWを入力することでログインし、回答することができます。集計の都合上、平成26年7月31日(木)までにご入力ください。

②郵送による方法：

調査票に記入し、同封の返信用封筒を用いて、「日本病院薬剤師会事務局総務課宛」に平成26年7月31日(木)までにご郵送をお願いいたします。

◎この調査に関するお問い合わせ先：

日本病院薬剤師会事務局 総務課 電話番号 (03)3406-0485, メールアドレス somu@jshp.or.jp

- ・ 今回の調査も「病棟薬剤業務実施加算」について、例年の調査に加え「各施設の病棟」と「各々の病棟における薬剤師の関わり」を重点的に調査します。そのための調査項目として「病棟および病棟における薬剤師の活動(設問11)」、「薬剤師の病棟業務時間(設問12)」、「病棟における薬剤師(設問44~46)」等がありますので、可能な限りご回答ください。
- ・ 設問15(A)「薬剤部門に在籍している薬剤師数[常勤, 非常勤(在籍数), 非常勤(常勤換算)]」は解析の際に最も重要な項目となりますので、必ずご記入ください。
- ・ 調査項目によっては、6月1ヵ月間の件数等で、事前に集計が必要な項目もございます。事前に集計が必要だと考えられる調査項目につきましては「◎6月1ヵ月間に...」のように◎と下線をつけてあります。

(全体を通して)

- (1) 特に指定がない場合、平成26年6月1日現在の状況についてお答えください。
- (2) 「1ヵ月間」とある場合、平成26年6月1ヵ月間のデータに基づき、ご記入ください。
- (3) 「1週間」とある場合、平成26年6月の中の任意の1週間のデータに基づき、ご記入ください。
- (4) 「1年間」とある場合、平成25年7月から平成26年6月までを標準としますが、現時点で、貴施設において収集可能な直近1年間のデータに基づきご記入ください。
- (5) 各設間において該当するものの口にチェックをつけてください。
該当するもの「全てに」と記載のある場合は該当するもの全ての口に、
「1つに」と記載のある場合は（最も）該当するもの1つの口に、チェックをつけてください。
- (6) 数値に関する設間には数値を記入し、該当するもの等がない場合は「0(ゼロ)」をご記入ください。
- (7) 平均在院日数等、割り算により小数点以下の値がある場合、貴施設の運用に応じて記入していただくか、小数第2位を四捨五入し、小数第1位の値まで記入してください。
- (8) 「専従」，「専任」，「兼務」
 - ・「専従」とは、その業務に1日平均8割以上従事していることを目安とし、
 - ・「専任」とは、その業務の担当であり、1日平均5割以上8割未満従事していることを目安とし、
 - ・「兼務」とは、その業務を行っているが、その業務に関与しているが従事しているのは1日平均5割未満であることを目安とし、貴施設の運用状況に応じて定めてください。
- (9) 医療チームの一員として薬剤師が従事する場合の「専従」，「専任」，「兼務」
 - ・1人の薬剤師だけでなく、複数の薬剤師が交代して実施する場合も含まれます。
 - ・複数の薬剤師が交代して実施している場合、そのすべてを1人の薬剤師が実施したと仮定して換算してください（例：3人の薬剤師が交代で手術業務を担当し、従事時間が1日平均6割の場合は「専任」が1人）。
- (10) 薬剤部門のみで情報収集できないデータは、医事部門等とご相談の上、ご記入ください。
- (11) 内容等についてご質問等がありましたら、本会総務課までご連絡ください。

一般社団法人日本病院薬剤師会事務局総務課 電話番号: (03) 3406-0485, メールアドレス: somu@jshp.or.jp

(個別)

I. 施設の概要・機能

1. 開設主体

- ・ 貴施設の開設者について分類1～8に従い、該当するもの1つにチェックをつけてください。

2. 病院種別

- ・ 貴施設の病床の80%以上が一般病床の場合1に、療養病床(医療型+介護型)の場合2に、精神病床の場合3に、それ以外の場合は4にチェックをつけてください。この分類に基づいて分類集計等をおこないます。

3. 病院機能の承認・指定

- ・ (1)～(6)に記載された病院機能について、承認又は指定を受けている場合には<あり>に、受けていない場合は<なし>にチェックをつけてください。

4. DPC 病院分類

- ・ 貴施設がDPC対象病院である場合、その許可病床数をご記入ください。
- ・ DPC準備病院の場合は、<ない>にチェックをつけてください。

5. 病院設備

- ・ 設備については、その規模や薬剤師の関与は問いません。

7. 医療安全対策

- ・ 医療安全管理委員会とは、平成19年3月30日医政発0330010号に基づく、医療に係る安全管理のための委員

会のことをいいます。

8. 倫理性を審査する委員会(倫理審査委員会, 臨床研究委員会等)

- ・ 貴施設に倫理審査委員会や臨床研究委員会等の名称で、「治験を除く、臨床研究および院内製剤を対象とする倫理性を審査する委員会」の有無とその内容をお答えください。

9. 診療科

- ・ 貴施設で6月1日現在、標榜している診療科について該当するもの全てにチェックをつけてください。該当する診療科名が選択番号にない場合は、最も近い診療科にチェックをつけていただくか、□44:その他をチェックして、診療科名をご記入ください。

II. 基礎数値

10. 施設の許可病床数・病棟数

(1) 病床数

- ・ 許可病床数: 6月1日現在、貴施設で承認又は許可を受けている病床数と病床区分毎の病床数ご記入ください。
- ・ 休床数: 6月1日現在、貴施設で届出ている休床数をご記入ください。

(2) 稼働病棟数: 6月1日現在、稼働している病棟数(看護単位数)と病床区分毎の病棟数をご記入ください。

11. 病棟および病棟における薬剤師の活動

(3) 「すべての病棟」および「各病棟において従事する薬剤師数と従事時間」

- ・ この項目では、設問10(1)病床数(2)病棟数で回答した内容に基づき、薬剤師の病棟従事・病棟薬剤業務実施加算の算定の有無に関わらず、貴施設にある稼働している全ての病棟についてご記入ください。

1) 貴施設にある稼働している全ての病棟を対象に、#1から順に各病棟の病床数(休床を除く)、主な入院基本料等をご記入ください。

2) 6月の任意の1週間を対象に、常勤・非常勤および従事した時間に関わらず、各々の病棟に従事した薬剤師の人数をご記入ください(人数は常勤換算する必要はありません)。いない場合は0をご記入ください。

3) 病棟毎に薬剤師の業務時間(6月1か月の1週間あたりの業務時間)を「a病棟薬剤業務時間」と「④b薬剤管理指導実施時間」に分けてください(区分方法については「薬剤師の病棟業務の進め方(Ver. 1.1)」(<http://www.jshp.or.jp/cont/13/0327-2.html>)をご参照ください)。

- ・ 「a病棟薬剤業務時間」を「①a1病棟薬剤業務実施加算に該当する業務時間」と「③a2病棟薬剤業務実施加算に該当しない業務時間(がん患者管理指導や栄養サポートチーム等の病院横断的なチームによる業務に要した時間を除く)」に分けてください(区分方法については以下の「①a1病棟薬剤業務実施加算に該当する業務時間」に含まれるものを参照してください)。実施していない場合は0をご記入ください。

- ・ 「①a1病棟薬剤業務実施加算に該当する業務時間」のうち、「②病棟以外での業務時間(医薬品情報の収集、抗がん剤の無菌調製など病棟薬剤業務の内容によっては、必ずしも病棟において実施されるものではないもの)」について②にご記入ください。

「①a1病棟薬剤業務実施加算に該当する業務時間」に含まれるもの

(診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月5日 保医発0305第1号)

別紙様式30「病棟薬剤業務日誌」より抜粋)

- 1) 医薬品の投薬・注射状況の把握
- 2) 医薬品の医薬品安全性情報等の把握及び周知並びに医療従事者からの相談応需
- 3) 入院時の持参薬の確認及び服薬計画の提案
- 4) 2種以上の薬剤を同時に投与する場合における投与前の相互作用の確認
- 5) 患者等に対するハイリスク薬等に係る投与前の詳細な説明
- 6) 薬剤の投与にあたり、流量又は投与量の計算等の実施
- 7) その他医政局長通知(H22年4月30日医政発0430第1号)に掲げる業務

(記入例)

・A病院(許可病床数90床、病棟数2)の6月の任意の1週間について、

- ① #1: 「一般病棟50床」で、常勤2人(週5日)・非常勤1人(週1日)の薬剤師が従事しており、病棟薬剤業務実施加算に該当する内容の病棟薬剤業務を30時間(加算を算定)でうち病棟以外で10時間を実施、病棟薬剤業務のうち実施加算に該当しない業務は2時間、薬剤管理指導の実施時間が25時間。
- ② #2: 「回復期リハ病棟40床」で、常勤1人(週3日)・非常勤2人(週2日)の薬剤師が従事しており、病棟薬剤業務実施加算に該当する内容の病棟薬剤業務を20時間(加算は算定できない)でうち病棟以外で2時間を実施、病棟薬剤業務のうち実施加算に該当しない業務は0時間、薬剤管理指導の実施時間(算定不可)が10時間の場合。

・B病院(許可病床数100床(休床数5床)、病棟数2)の6月の任意の1週間について、

- ③ #1: 「一般病棟(50床うち5床が休床)」で、常勤2人の薬剤師が従事しており、病棟薬剤業務実施加算に該当する内容の病棟薬剤業務を16時間(加算は算定できない)うち病棟以外で4時間を実施、実施加算に該当しない内容の業務を0時間、薬剤管理指導の実施時間が15時間の場合。
- ④ #2: 「一般病棟50床」で、非常勤3人の薬剤師が従事しており、病棟薬剤業務実施加算に該当する病棟薬剤業務を20時間(③の#1病棟が16時間のため、病院として加算は算定できない)うち病棟以外で5時間を実施、実施加算に該当しない内容の業務を0時間、薬剤管理指導の実施時間が12時間の場合。

#	病床数	※主な入院基本料・特定入院料等 (主要な1つを記入)		病棟に従事している 薬剤師数 (いない場合0 と記入) のべ人数	※1週間あたりの病棟業務時間 (実施していない場合は0と記入) 1週間あたりの病棟業務時間の合計=①+③+④			
		入院基本料等	介護		a 病棟薬剤業務時間			④b 薬剤管理指導 実施時間 [時間/週]
					①a1 実施加算に 該当する 業務時間	②a1のうち 病棟以外での 業務時間	③a2 実施加算に該 当しない 業務時間	
①1	50床	A100	<input type="checkbox"/>	3人	30時間	うち 10時間	2時間	25時間
②2	40床	A308	<input type="checkbox"/>	3人	20時間	うち 2時間	0時間	10時間
③1	45床	A100	<input type="checkbox"/>	2人	16時間	うち 4時間	0時間	15時間
④2	50床	A100	<input type="checkbox"/>	3人	20時間	うち 5時間	0時間	12時間

12. 薬剤師の病棟業務時間

- ・設問11では病棟毎に病棟業務時間をa(①a1, ③a2), ④bに分けて集計していただきましたが、設問12では分けずに、各薬剤師が病棟業務を実施した時間(①+③+④)を1週間分合計してください。次に(a)から(i)で分類し、該当する薬剤師数をご記入ください。また、薬剤部門全員の病棟業務時間を合計して(c)にご記入ください。
- ・次に対象とした任意の1週間について、a病棟薬剤業務時間(①+③)とb薬剤管理指導実施時間(④)のおおよその割合をご記入ください。(例) a病棟薬剤業務時間 : b薬剤管理指導実施時間 = 3:2なら、60%と40%、2:1なら67%と33%。

13. 施設の在院患者数・在院日数等

- ・1日平均在院患者数: 6月1ヵ月間について1日あたりの在院患者数を算定(小数第二位を四捨五入し小数第一位まで)し、ご記入ください。
- ・平均在院日数: 3ヵ月間(4、5、6月)での病床種別と全病床の平均在院日数(小数第二位を四捨五入し小数第一位まで)を以下の計算式に基づき算定(もしくは医事課等から聴取してご記入ください)。

$$\text{平均在院日数} = \frac{\text{3ヵ月間の在院患者延数} \times 2}{\text{3ヵ月間の新入院患者数} + \text{3ヵ月間の新退院患者数}}$$

14. 医師・歯科医師・看護師・総職員数

- ・6月1日現在の医師、歯科医師、看護師を常勤と非常勤(在籍数)に分けて人数をご記入ください。
- ・総職員数は常勤、非常勤を問わず、貴施設の総職員数をご記入ください。

15. 薬剤部門の職員数および施設内の薬剤師数

- ・「(A) 薬剤部門に在籍している薬剤師数」に基づいて集計しますので、必ずご記入ください。
- ・非常勤の常勤換算は、以下の例のように、貴施設の1週間の通常勤務時間を基本とし、非常勤の勤務時間を常勤に換算して、小数第2位を四捨五入して記入してください。

例：1週間の通常勤務時間が40時間の施設で、週4日(各日6時間)勤務の薬剤師が3人在籍の場合

非常勤(在籍数):3人, 非常勤(常勤換算)=(4日×6時間)×3人÷40時間=1.8人

16. 薬剤部門の給与

- (3) 本年度免許取得して採用された場合の薬剤師の給与について、規定されている金額をご記入ください。
- (A) (b) 月額給与合計：基本給+薬剤師(職種)手当+その他手当(皆勤手当・扶養手当・住宅手当・地域手当)
- (B) (e) その他手当：皆勤手当+扶養手当+住宅手当+地域手当

19. 薬剤師の時間外勤務

- ・6月1ヵ月間の薬剤部門に所属する薬剤師全職員(非常勤職員も含む)の時間外勤務時間について、できるだけ実態に即して、記載されている(A)～(G)の分類ごとに、該当者数をご記入ください。なお、(F)及び(G)については、差し支えない範囲でご記入ください(施設の個別データを公表することはありません)。

20. 処方せん枚数

- (2) 外来処方せん(院内調剤)：院内調剤を行った外来処方せんの1ヵ月間の総枚数を記入し、うち(A)介護老人保険施設の分があれば1ヵ月の総枚数を記入してください。
- (3) (4) 院外処方せんの総枚数を記入し、同一期間の院外処方せん発行率を記入してください。
- (5) (6) 注射剤の処方せん枚数：注射剤の処方せん枚数の数え方については、貴施設の数え方を基に集計してください。

23. 副作用報告・インシデントについて

- (1) 直近1年間の副作用(医薬品・医療機器等安全性情報報告制度に基づくもの)が発生した件数をご記入ください。
- (1) (A) ◎ 上記(1)のうち、製薬企業に報告した件数、薬剤師が関与した件数をご記入ください。
- (1) (B) ◎ 上記(1)のうち、厚生労働大臣に報告した件数、薬剤師が関与した件数をご記入ください。
- (3) ◎ 6月1ヵ月間に患者が医薬品副作用被害救済制度を利用するのを支援した件数、そのうち薬剤師が関与した件数をご記入ください。
- (4) ◎ 6月1ヵ月間に発生した下記のレベル以上のインシデントの件数、そのうち薬剤に関連するインシデントの件数をご記入ください。

※インシデントレベル：処置や治療は行わなかった(患者観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査などの必要性は生じた)

Ⅲ. 薬剤師の業務

24. 薬剤師の業務内容

- ・薬剤師の業務内容(1)～(51)について、現在、薬剤師の業務として実施している場合、<いる>にチェックをつけ、その程度について[1:かなり, 2:よく, 3:時々]のいずれか1つにチェックをつけてください。
【程度の判断基準】
かなり：対象業務について8割程度以上実施している
よく：対象業務について半分程度以上実施している
時々：対象業務について半分に満たないが実施している
- ・業務内容(1)～(50)は部分的に重複するものもありますが、それぞれの項目に記載された内容について関わっているかどうかご回答ください。
- (23) フォーミュラー：採用医薬品に関する情報集(冊子体または診療・処方システム等において閲覧できるもの)
- (30) 厚生労働省医政局長通知の「医師・薬剤師等で事前に作成・合意されたプロトコールに基づき、医師・看護師と協働して薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間の変更や検査のオーダーを実施」の業務で、「日病薬の解釈と実

践事例(Ver. 2.0)の具体例及び実践事例に記載されていない業務を実施している場合、具体的な業務内容を記入してください。

IV. 調剤

25. 薬歴等に基づく処方監査（入院処方せん）

- ・入院患者の処方せん(注射剤をのぞく)に記載された処方内容について、患者の薬歴情報等に基づく処方監査の実施の有無とその対象についてご回答ください。

◎6月1ヵ月間の処方監査の結果、処方変更となった件数をご記入ください。

- ・注射剤の処方せんにつきましては設問29でご回答ください。

26. 薬歴等に基づく処方監査（外来処方せん(院内調剤)）

- ・外来患者に交付され貴施設(院内)で調剤する処方せんに記載された処方内容(注射剤を含む)について、患者の薬歴情報等に基づく処方監査の実施の有無とその対象についてご回答ください。

◎6月1ヵ月間の処方監査の結果、処方変更となった件数をご記入ください。

27. 薬歴等に基づく処方監査（(外来)院外処方せん）

- ・外来患者に交付された院外処方せんに記載された処方内容(注射剤を含む)について、患者の薬歴情報等に基づく処方監査の実施の有無とその対象についてご回答ください。

◎6月1ヵ月間の処方監査の結果、処方変更となった件数をご記入ください。

28. 外来処方の長期投薬

- (1) 長期投薬(投薬日数が14日を超える)の外来処方について、貴施設の対応をご回答ください。
- (3) 投薬日数が30日を超える外来処方せんについて、ご回答ください。
- (4) 貴施設が交付した長期投薬(投薬日数が14日分を超える)の外来処方せんのうち、保険薬局で分割調剤を行った件数を把握している範囲でご記入ください。

29. 注射剤の処方せん(入院)による管理

- ・入院患者の注射剤の取り揃え方(麻薬等払い出し方法に指定のあるものを除く)について、該当するもの1つにチェックをつけてください。
- ・入院患者の注射剤の監査の実施の有無とその監査が患者の薬歴情報等に基づく処方監査の実施の有無とその対象についてご回答ください。

◎6月1ヵ月間の処方監査の結果、処方変更となった件数をご記入ください。

30. 内服薬の一包化調剤

入院患者を対象とした内服薬の一包化調剤(ワンドーズパッケージ)の実施状況について、該当するもの1つにチェックをつけてください。

31. 保険薬局からの疑義照会等に対応する部門

貴施設で外来患者に交付した院外処方せんに関して保険薬局から疑義照会等があった場合に対応する部門について、該当するもの全てにチェックをつけてください。

32. 処方せんの記載方法

- (1) 貴施設の内服薬処方せんの記載方法について:1日内服量での記載(例 1日量:3錠×3分割)ではなく、1回内服量での記載(例 1日量:1錠×3回)している場合又は当該記載方法に変更しようとしている場合に、該当するもの1つにチェックをつけてください。
- (2) 一般名処方について:貴施設の処方せん(院内・院外を問いません)で一般名処方としているものがあれば、<1:すでに...処方としている>にチェックをつけてください。

V. 無菌製剤処理・がん化学療法

33. 無菌製剤処理業務

貴施設で実施している無菌調製のうち、抗悪性腫瘍薬（設問35）、放射性医薬品（設問66）を除いたものについてご回答ください。

- (4) ◎6月1ヵ月間に無菌調製した「中心静脈栄養(TPN)、無菌治療室での治療が必要な患者に投与される薬剤、抗悪性腫瘍薬、放射性医薬品以外の注射剤」の件数をご記入ください。

35. がん関連

(1) がんに関する診療を行っていれば、その規模を問わずいるにチェックをつけてください。

(9) 抗悪性腫瘍薬のレジメンに基づく処方監査

抗悪性腫瘍薬レジメンの登録体制及び登録レジメンに基づく処方監査の実施の有無について該当する項目にチェックをつけてください。

◎6月1ヵ月間の登録レジメンに基づく処方監査の結果、処方変更となった件数をご記入ください。

VI. 治療薬物モニタリング(TDM)

37. TDMの測定と処方変更の提案

(5) ◎6月1ヵ月間で、特定薬剤治療管理料(470点)および(235点)を算定しているもののうち、1つの疾患について同一区分の複数の薬剤(例：タクロリムスとシクロスポリン)のTDMを実施している件数をご記入ください。

(7) TDMによる処方変更の提案の有無、

◎6月1ヵ月間にTDMにより(A)処方変更を提案した件数と実際に処方変更になった件数をご記入ください。

◎6月1ヵ月間で、(b)処方変更提案した結果、1:他の医薬品になったものの件数、2:用法用量が変更になったものの件数、3:投与中止になったものの件数をご記入ください。

VII. 薬剤管理指導

39. 薬剤管理指導とハイリスク薬の管理

(5) 現在、診療報酬上、ハイリスク薬として取り扱われている医薬品以外にも、安全管理上の必要性から貴施設においてハイリスク薬と同一レベルのものと位置づけで薬剤管理指導を行っている薬剤がありましたら、
<ある>にチェックを付け、その薬剤について記入してください。

(5) (B) ハイリスク薬と同等のレベルで安全管理を行っているものが<ある>場合、他の医薬品と比べてどのような安全管理方法・手順で行われているか具体的に記入してください。

(6) 薬剤管理指導により

(A) ◎6月1ヵ月間に処方せん、カルテ等により副作用・相互作用を発見した件数をご記入ください。

(B) ◎6月1ヵ月間に薬剤師が直接患者モニタリングをして副作用・相互作用を発見した件数をご記入ください。

(C) ◎6月1ヵ月間に発現している副作用・相互作用を回避あるいは軽減した件数をご記入ください。

(D) ◎6月1ヵ月間に本会にプレアボイド報告(様式1および2)した件数をご記入ください。

40. 退院時薬剤情報管理指導料・退院時の薬学的管理指導

退院時薬剤情報管理指導料算定対象病棟での算定・実施状況等をご回答ください。

(2) ◎退院時薬剤情報管理指導料の算定要件を満たさない等の理由により、退院時薬剤管理情報管理指導料を算定していないが、退院時に薬学的管理指導を実施した場合は、6月1ヵ月間の実施件数を記入してください。

41. 包括評価されている病床で行われている薬剤管理指導

(A) ◎薬剤管理指導料が特定入院料等に包括されているために算定できない施設又は病棟において、薬剤管理指導を実施している場合、6月1ヵ月間の指導件数と患者人数を記入してください。

(B) ◎退院時薬剤情報管理指導料が特定入院料に包括されているために算定できない施設又は病棟において、退院時薬剤情報管理指導料・退院時の薬学的管理指導を実施している場合、6月1ヵ月間の実施件数を記入してください。

42. 持参薬

- (3) (A) 入院中に持参薬の一部を使用する場合、貴施設で使用する薬剤を選択する基準として該当するものにチェックをつけてください。

43. 介護・在宅訪問等における薬剤師の関わり

- (1) 介護保険における薬剤管理指導および居宅療養指導の算定状況と算定件数についてご回答ください。
- (2) 在宅患者訪問薬剤管理指導の算定状況について該当する項目にチェックし、算定している場合は実施している業務内容にチェックをしてください。また、算定していない場合は、算定していない理由について該当するものにチェックをしてください。
- (3) (C) 算定対象外患者に対して、訪問薬剤管理指導を実施している場合は、6月1ヵ月間の実施患者数および実施件数を記入し、該当する疾患名にチェックをしてください。

Ⅷ. 病棟における薬剤師

44. 薬剤師の病棟配置

- (1) 貴施設の薬剤師の病棟配置状況および従事状況について該当する項目にチェックをつけてください。
- (1) (b) 専従・専任・兼務については、記載要領P2の(8)を参照しご回答ください。
- (1) (B) 設問43(A)で回答した病棟配置にする前と比較して、回数・件数がどのように変化したか該当する項目にチェックをつけてください。
- (1) (C) (D) 薬剤師が病棟に配置されることによる効果について、医師および看護師から差し支えない範囲で聴取し、該当する項目にチェックをつけてください。

45. 病棟薬剤業務実施加算

- ・薬剤師の病棟における業務に対する評価として、平成24年度診療報酬改定において入院基本料の加算として「病棟薬剤業務実施加算(100点 週1回)」が新設されました。施設基準として、病棟薬剤業務を行う専任の薬剤師が当該保健医療機関の全ての病棟(A106入院基本料又は特殊疾患病棟入院基本料などの特定入院料を算定する病棟を除く)に配置されていること。病棟専任の薬剤師による病棟薬剤業務の直近1ヵ月の実施時間が合算して1週間につき20時間相当に満たない病棟(A106入院基本料又は特殊疾患病棟入院基本料などの特定入院料を算定する病棟を除く)があってはならない等がある。
- ・病棟専任薬剤師が病棟で行う業務は、原則として、薬剤の投与前(病棟薬剤業務)と後(薬剤管理指導業務)に区分されます。詳しくは「薬剤師の病棟業務の進め方(Ver. 1.1)」(<http://www.jshp.or.jp/cont/13/0327-2.html>)をご参照ください。

- (B)2 実施状況については、記載要領設問24の【**程度の判断基準**】を参照しご回答ください。
- (C) (a) 実施状況については、記載要領設問24の【**程度の判断基準**】を参照しご回答ください。

46. 障害者施設病棟への関わり

- (B) (a) 障害者施設等入院基本料算定病床の6月1ヵ月間の平均在院日数をご記入ください。
- (B) (b)～(d) 障害者施設等入院基本料算定患者への6月1ヵ月間の薬剤管理指導件数、処方提案件数及び処方変更件数をご記入ください。
- (C) 実施状況については、記載要領設問24の【**程度の判断基準**】を参照しご回答ください。

Ⅸ. 手術室、ICU等における薬剤師

47. 手術関連業務(手術室)における薬剤師

- ・薬剤師の関与の割合は、1人で達成するだけでなく、複数の薬剤師で達成する場合も含まれます。
- ・薬剤師が関与している場合はその内容について、関与していない場合はその理由について該当する項目にチェックをつけてください。

48. ICU, HCUまたはNICU(ICU等)における薬剤師

- ・薬剤師の関与の割合は、1人で達成するだけでなく、複数の薬剤師で達成する場合も含まれます。

- ・薬剤師が関与している場合はその内容について、関与していない場合はその理由について該当する項目にチェックをつけてください。

X. 疑義照会・処方変更の提案・地域連携

49. 疑義照会・処方変更の提案

◎6月1ヵ月の内服処方・注射処方について、外来、一般病床、療養病床、精神科病床に分けて、疑義照会件数、処方変更を提案した件数と変更になったものの件数をご記入ください。

X I. 薬剤師の（病院横断的な）チーム医療への関わり

51. チーム医療への関与

- ・施設における該当するチームの有無、関与している薬剤師の有無、関与している場合、関与している薬剤師数を記入してください。専従・専任については複数の薬剤師が交代する場合も含まれます。

54. 薬剤師の外来診療への関わり

- (1) (a) 専従・専任・兼務については、記載要領P2の(8)を参照しご回答ください。
- (1) (c) 設問54(1)(b)で回答した業務を実施している時期について、各実施時期(『医師の診察前』・『医師の診察後』・『特に定めていないが医師の求め等に応じ実施』)に行っている設問54(1)(b)の業務の業務番号にチェックをつけてください。
- (2) (3) (4) 設問54(1)(b)で回答した業務を実施している診療科、対象疾患・薬物療法について該当するもの全てにチェックをして下さい。

X II. 医薬品情報管理・医薬品等管理

56. 医薬品情報管理室

薬剤師が、有効性、安全性等薬学的情報の管理及び医師等に対する情報提供を行うための施設。DI室。

57. 医薬品情報の収集・提供

- (4) 医薬品情報の提供先:厚生労働省等より送られてくる安全性情報の管理・伝達部門をご記入ください。

60. 後発医薬品の採用状況

- ・「(1)平成26年6月現在の採用医薬品・後発医薬品の品目数」については品目ベースとし、品目数の数え方は、同一成分、同一剤形で、規格の異なるものについて、例えば、5mgと10mg錠の2規格がある場合は2品目に数えてください。
後発医薬品の採用割合(品目ベース)=[後発医薬品の品目数]÷[採用医薬品(内服・外用・注射剤の全て)の品目数]

61. 医薬品安全管理責任者・「医薬品の安全使用のための業務に関する手順書」

- ・医薬品安全管理責任者:病院等管理者の指示のもと、医薬品の安全使用のための業務を行う責任者のこと。

63. 院内製剤業務

- ・製剤簿に記載してあるものを内服、外用、注射に分け、さらにその目的別に分け、さらにクラスⅠ～Ⅲクラスに分けてご記入ください。分類の詳細は「院内製剤の調製及び使用に関する指針(Version 1.0)」(<http://www.jshp.or.jp/cont/12/0731-1.html>)をご参照ください。

64. 特定生物由来製品

- ・特定生物由来製品:血液凝固因子、人血清アルブミン、人免疫グロブリン、人胎盤抽出物など。なお、輸血用血液製剤については設問65でご回答ください。

66. 放射性医薬品

放射性医薬品:薬価基準収載の薬効分類番号430に該当する放射性医薬品のこと。MRIへの関与ではありません。PET用放射性医薬品については設問67でご回答ください。

XV. 教育・研修

72. 学生実習の受入れ

(1) (3)第4期がある場合、その他の第4期にご記入ください。

73. 専門薬剤師等

貴施設に所属するすべての薬剤師(薬剤部門以外の薬剤師を含みます)が平成26年6月時点で取得している資格等について記入してください。なお、1名が複数の資格等を取得している場合は、すべてを記入してください。また、それぞれの資格を取得している場合に支払われる手当等(定額、調整係数等算定方法は問いません)についてご記入ください。

「精神科病院および精神科領域調査」

・貴施設に精神科がある場合、ご回答ください。

1. 特定入院料算定病棟における薬剤管理指導業務

◎特定入院料算定病棟(精神科救急、精神科急性期治療病棟、精神科救急・合併症、精神科療養病棟、認知症病棟入院料算定病棟)で、6月1ヵ月間に薬剤管理指導業務を実施していた患者数と実施件数をご記入ください。

2. 精神科領域における薬剤師の関与について

(1) 院内標準診療計画加算

院内標準診療計画加算：入院した日から起算して7日以内に医師、看護師及び精神保健福祉士等が共同して、院内標準診療計画書(クリニカルパス)を策定し、当該計画書に基づき診療を行い、当該患者が60日以内に退院した場合に退院時に1回限り所定点数に加算する。

(2) 向精神薬使用の適正化

向精神薬使用の適正化について外来患者、入院患者に分けて回答してください。

◎6月1ヵ月間の関与した件数を記入し、そのうちの何割程度に各対象業務を実施したか回答してください。

(3) 薬原性錐体外路症状評価尺度(DIEPSS)の実施

◎DIEPSSを実施している場合、その場所(外来、病棟)と6月1ヵ月間の実施患者数をご記入ください。

6月1ヵ月間の関与した件数を記入し、そのうちの何割程度に各対象業務を実施したか回答してください。

(6) 認知症患者に対する薬剤師の関与

認知症患者に対する薬剤師の関与について外来患者、入院患者に分けて回答してください。

◎6月1ヵ月間の関与した件数を記入し、そのうちの何割程度に各対象業務を実施したか回答してください。

「療養病床調査」

・貴施設に療養病床がある場合、ご回答ください。

2. 療養病床における薬剤師の関与について

(6) 在宅復帰率・死亡退院率の算出について、平成26年4月から6月の3ヶ月間のデータを用いて算出してください。

3. 療養病棟での病棟薬剤業務

◎病棟薬剤業務を実施している場合、病棟数及び病床数、6月1ヵ月間の実施患者数及び算定件数をご記入ください。

4. 特定入院料算定病棟における薬剤管理指導業務

◎回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟において薬剤管理指導業務を実施している場合、6月1ヵ月間の実施患者数及び実施件数をご記入ください。